

一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月3日

土浦市長 安藤 真理子

1 入札対象工事	
工事番号	土教総施第1号
工事件名	土浦市立上大津小学校施設整備建築主体工事
工事場所	土浦市沖宿町地内
工事概要	<p>【情報共有システム対象工事】</p> <p>校舎・体育館</p> <p>構造：RC造+木造、階数：2階、延べ面積：6,871m²</p> <p>建築面積：5,187m²、最高高さ：13.3m</p> <p>屋外トイレ棟</p> <p>構造：木造、階数：平屋、延べ面積：113m²</p> <p>建築面積：130m²、最高高さ：3.3m</p> <p>備品・消耗品、外構工事、既存解体工事含む</p>
工事期間	令和11年3月15日まで
予定価格	3,771,420,000円（消費税及び地方消費税を含まない）
最低制限価格	<p>ア 「くじ」により開札時に決定</p> <p>イ 本工事の最低制限基本価格は「(2) 建築工事」として算出する （土浦市ホームページ内「競争入札における最低制限価格の設定について」参照）</p>

2 入札参加の形態	
この工事は、 特定工事共同企業体による入札とする。	
(1) 共同企業体の構成員数	2
(2) 各構成員の出資率の下限	30%

3 競争参加資格	
この工事の競争参加資格は、開札後に行う審査の時点において次の要件を全て備えている者とする。	
(1) 構成員共通条件	<p>ア 令和7・8年度の土浦市における建築一式工事に係る競争入札参加資格の認定を受けていること。</p> <p>イ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく土浦市の入札参加の制限を受けていない者であること。</p> <p>ウ 土浦市工事請負業者等指名停止等措置要綱（平成11年3月31日告示第22号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。</p> <p>エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）</p> <p>オ 構成員はこの工事において、2以上の共同企業体の構成員になることはできない。</p> <p>カ 対象工事の設計業務等の受注者を含む特定工事共同企業体でないこと。</p> <p>キ 対象工事の設計業務等の受注者と資本又は人事面において関連があるものを含む特定工事共同企業体でないこと。</p> <p>【設計業務等の受注者：株式会社楠山設計・株式会社須藤設計】</p>
(2) 代表構成員	<p>入札参加資格</p> <p>ア 令和7・8年度の「土浦市入札参加資格審査申請（建設工事）」の際に提出した総合評定値通知書において、建築一式工事の総合評定値が1100点以上であること。</p> <p>イ 令和7・8年度の「土浦市入札参加資格審査申請（建設工事）」の際に提出した総合評定値通知書において、建築一式工</p>

		<p>事の年間平均完成工事高が20億円以上であること。</p> <p>ウ 平成28年4月1日以降に、国又は地方公共団体等の公共機関が発注した、同種又は類似の施工実績があること。ただし、元請として施工し、完成、引き渡しをしたものに限る。(共同企業体の構成員の場合は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。)</p> <p>(ア) 同種工事は、延べ面積3500m²以上の学校施設建築工事とする。</p> <p>(イ) 類似工事は、延べ面積7000m²以上の建築物の工事とする。</p> <p>※なお建築工事とは、建築基準法第2条第13号による新築、増築又は改築工事をいい、修繕、模様替又は移転等の工事は含まない。</p> <p>エ 建築一式について特定建設業の許可を有すること。</p> <p>オ 出資比率が構成員中最大であること。</p>
	営業所の所在地	茨城県内に本社、支店、営業所等のいずれかを有すること。法人以外の場合は、代表者が茨城県内に住民登録を有すること。
	経営事項審査	建設業法第27条の23に規定する「経営事項審査」で、審査基準日が令和6年11月11日以降で最新の経営事項審査において、建築一式工事について総合評定値を有すること。
	同時落札制限	なし
	技術者の配置	本工事を専任して行う主任(監理)技術者として、建築一式工事について建設業法第26条に規定する監理技術者になり得る者を配置できること。
代表以外の構成員	入札参加資格	<p>ア 令和7・8年度の土浦市における建築一式工事に係る競争入札参加資格の認定において、A又はB等級の格付けを受けていること。</p> <p>イ 令和7・8年度の「土浦市入札参加資格審査申請(建設工事)」の際に提出した総合評定値通知書において、建築一式工事の年間平均完成工事高が1億円以上であること。</p>
	営業所の所在地	土浦市内に建設業法における主たる営業所を有すること。法人以外の場合は代表者が土浦市に住民登録を有すること。
	経営事項審査	建設業法第27条の23に規定する「経営事項審査」で、審査基準日が令和6年11月11日以降で最新の経営事項審査において、建築一式工事について総合評定値を有すること。
	同時落札制限	なし
	技術者の配置	本工事を専任して行う主任(監理)技術者として、建築一式工事について建設業法第26条に規定する主任技術者になり得る者を配置できること。

4 資格要件の確認等

この工事の入札に参加を希望する者は、次に掲げるとおり競争入札参加資格の確認を受けるものとする。

(1) 参加資格確認申請書等	ア 入札参加資格審査申請書(特定工事共同企業体用)	1部
	イ 特定工事共同企業体協定書	3部
	ウ 各構成員の経営規模等審査結果通知書の写し(最新のもの)	各1部
	エ 現場代理人及び主任(監理)技術者配置予定届	各1部
	オ 主任(監理)技術者となる者が条件を満たしていることを証明する書類の写し	各1部
	カ 現場代理人及び主任(監理)技術者を雇用していることを証明する書類	1部
	キ 代表構成員については条件に該当する契約書の写し	1部
	ク 資本関係又は人的関係確認書	各1部
(2) 提出方法	契約検査課窓口へ持参。他の方法(郵送又は電子ファイル等)による提出は無効とす	

	る。
(3) 提出期間	令和8年4月6日(月)から令和8年4月28日(火)までの、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。
(4) その他	ア 資格要件の確認は申請書の提出期限現在で行い、その結果は令和8年5月1日(金)までに書面にて通知する。 イ 入札参加資格がないと認められたものは、市長に対して資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合には、令和8年5月25日(月)までに任意様式による書面を持参して行わなければならない。(郵送等による請求は受け付けないものとする。)

5 設計図書等の閲覧	
(1) 閲覧期間	公告日から開札日まで
(2) 閲覧方法	土浦市ホームページに掲載する。

6 質疑及び回答	
(1) 質疑受付期間	公告日から令和8年5月15日(金)午後5時まで
(2) 質疑受付方法	質疑書様式(土浦市ホームページの「入札・契約関係各種書式」に掲載してある「質疑回答書」)により質疑を作成し、以下に指定するメールアドレス宛に送信すること。送信後、確認のために必ず契約検査課宛てに電話をすること。
(3) 質疑送信先	keiyaku@city.tsuchiura.lg.jp
(4) 回答方法	令和8年5月22日(金)に土浦市ホームページに掲載する。

7 契約条項を示す場所及び日時	
場 所	土浦市総務部契約検査課窓口
日 時	公告日から開札日までの土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

8 入札及び参加申請の方法	
(1) 入札方法	電子入札システムによる入札
(2) 参加資格確認 申請受付期間	ア 受付開始 令和8年4月30日(木)午前9時 イ 受付締切 令和8年5月22日(金)午後5時 ※ 土日祝日を除く
(3) 入札書の受付期間	ア 受付開始 令和8年5月25日(月)午前9時 イ 受付終了 令和8年6月8日(月)午後5時 ※ 土日祝日を除く。期限までに到着しない場合は無効とする。
(4) 入札時の添付書類	工事費内訳書
(5) 工事内訳書の提出	ア 工事費内訳書を提出する際には設計図書等で指定した様式を用い、電子入札システムによる電子ファイルでの送信により提出すること。 イ ① 提出書類の容量が2メガバイトを超える場合など、電子入札システムによりがたい特別な事情がある場合には、土浦市契約検査課に事前連絡したうえで、入札書受付期間内に郵送(一般書留、簡易書留のいずれかに限る)により提出すること。 ② 封筒については、別記「郵便用の封筒について」により作成すること。 ③ 工事費内訳書には、番号・件名・場所・日付・所在・商号・代表者名を記入すること。必要事項の記入及び押印がない内訳書は、無効とする。 ※指定した様式及び提出方法を用いない内訳書は、無効とする。
(6) やむを得ない事態が発生したときは、入札の執行を中止し、又は延期するものとする。	
(7) 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。	
(8) 入札者は、その提出した入札書(当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)の書き換え、引換え又は撤回をすることができない。	

9 入札(開札)	
(1) 入札(開札)日時	令和8年6月10日(水)9時30分
(2) 入札(開札)場所	土浦市役所 農業委員会室

10 落札候補者の決定

- (1) 予定価格と最低制限価格の制限の範囲内で、最低の価格の申込みをした者を落札候補者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者及びその次の順位以降の者（以下「次順位者」という。）を決定する。

11 落札者の決定

- (1) 競争参加資格を証明する書類により、落札候補者について競争参加資格の審査を行う。
- (2) 競争参加資格審査の結果、競争参加資格があると認められたものを落札者とする。
- (3) 競争参加資格審査の結果、競争参加資格がないと認められた場合には、次順位者を落札候補者とし、この者につきあらためて競争参加資格の審査を行う。この審査は落札者が決定するまで行う。

12 仮契約の締結

落札者とは仮契約を締結する。なお、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による議会の議決を経たときに、仮契約は本契約となる。

13 入札保証金及び契約保証金

- | | |
|-----------|---|
| (1) 入札保証金 | 免除する |
| (2) 契約保証金 | 要する。（契約金額の1/10以上の額とする。）ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。 |

14 支払条件

- | | |
|-----------|---|
| (1) 前金払 | 当該契約金額から算出する各年度の出来高予定額の40%以内
（請求にあたっては保証事業会社の保証を要する） |
| (2) 中間前金払 | 当該契約金額から算出する各年度の出来高予定額の20%以内
（請求にあたっては保証事業会社の保証を要する） |
| (3) 部分払 | 2回 |

15 入札の無効

以下に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 競争参加資格審査において、競争参加資格がないと認められた者の入札
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 談合等、公正な入札を害する行為又はその疑いが払拭できないとされた場合の入札
- (4) 有効な電子証明書を取得していない者がした入札
- (5) 契約検査課の許可を得ずに紙入札をした者の入札
- (6) 電子入札と紙入札の両方を行った者の入札
- (7) 入札者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合の入札
- (8) 工事費内訳書の内容に不備がある者の入札
- (9) 入札者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係が存在する場合の入札
 - 資本関係において、親会社と子会社の関係にある場合
 - 資本関係において、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - 人的関係において、一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - 人的関係において、一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (10) 前各号のほか入札公告及び土浦市契約規則等の入札条件に違反した入札

16 その他

- (1) 契約にあたっては、契約書の作成を要する。
- (2) この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (3) 契約締結後、コリンズの登録をすること。
- (4) この工事は、3年にわたる債務負担案件である。

以上